

理由

不況の深刻化に伴ひ、解雇手當の積立金迄も費消し終るが如き會社工場も現はれつゝあるに鑑み本案を提出する。

實行方法

- 一、即ち解雇手當に關する積立金は資本家と同数の労働者の代表を加へたる委員會を以つて管理する様猛運動を起す事。
- 二、各組合支部は、その實現に努力すること

二十一、労働銀行設立計畫の件

理由

我労働總同盟の所屬組合は、近來益々健實に發展し、これに伴つて財的基礎も漸次確立を見つゝある事は實に喜びに堪へない處であるが、斯の如き財力を我等の銀行に集中し更に進んで一般組合員の貯蓄も集め得て、これを有用に運用する事は極めて必要な事であると信じ、本案を提案する。依つて左の如く決議せんとするものである。

決議

本大會は執行委員會が次年度大會に對し、労働銀行設立の具體的計畫を提出せん事を要す。

(十) 二十二、國際労働條約批准に關する件

提出 關東釀造労働組合

二十三、盜犯防止法撤廢に關する件

提出 關東釀造労働組合

(九) 二十四、解雇手當管理組合設立に關する件

提出 關東労働同盟會理事會

その要綱

- 一、組合員が解雇せられたる場合、その解雇手當の全額、又は一部の委託を受け之を管理する（但委託は任意の事）
 - 二、管理する委託金は、就業中の月收より二三割低き金額を、毎月委託組合員に拂戻す
 - 三、この管理組合に對しては政府に補助金を要求する
 - 四、以上の方法に依り、解雇手當をして、出来る限り長期に生活保證に役立たしめんとする主旨である
- 本大會は、右の主旨要綱に基く細目の起草を執行委員會に一任し、理事會の承認を経てその實現を期することを命ずる。

二十五、組合員にして失業したる者の組合費を一定期間免除する規定を

組合規約中に設定

初上り委員

提出 關東労働同盟會理事會

理由

(土井氏)